

災害時における放送要請に関する協定

高知県知事（以下「知事」という。）と株式会社エフエム高知（以下「KFM」という。）とは、災害基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第57条に規定する通信設備の優先利用等に関して、その要請と円滑な運営を基ずるため、法施行令第22条の規定に基づき、この協定を締結するものとする。

第1 高知県知事が、法第55条の規定に基づく通知又は要請をしようとする場合に、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合または著しく困難な場合において、その通信のための特別の必要があるときは、KFMに対し放送を要請することができる。

第2 知事は、KFMに対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- 1 放送要請の理由
- 2 放送事項
- 3 希望する放送日時及び送信系統
- 4 その他必要な事項

第3 KFMは、高知県知事から要請を受けた事項に関して放送の形式・内容・時刻および送信系統をそのつど決定し、出来る範囲内において放送するものとする。

第4 第2に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実・円滑を図るため、高知県総務部消防交通安全課長及びKFM放送部長を連絡責任者とするものとする。

第5 この協定の実施に関し必要な事項は、知事とKFM代表取締役社長が協議して定めるものとする。

附 則

本協定は、平成4年4月1日から施行する。

平成4年2月1日

高 知 県 知 事

株式会社 エフエム高知

代表取締役社長